

令和5年

# 議会運営委員会会議録

とき 令和5年1月11日

品川区議会

令和5年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和5年1月11日（水） 午前10時30分～午前11時34分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 若林 ひろき 君  
副委員長 安藤 たい作 君 委 員 鈴木 真澄 君  
委 員 高橋 伸明 君 委 員 松澤 和昌 君  
委 員 湯澤 一貴 君 委 員 小芝 新 君  
委 員 たけうち 忍 君 委 員 あくつ 広王 君  
委 員 石田 ちひろ 君 委 員 大倉 たかひろ 君  
委 員 田中 さやか 君

その他の出席議員 議長 本多 健信 君 副議長 塚本 よしひろ 君

出席説明員 森 澤 区 長 堀 越 総 務 部 長

事務局職員 工藤 区議会事務局 長 寺 嶋 庶 務 係 長  
黒 肥 地 議 事 係 長

○午前10時30分開会

○渡辺委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

なお、本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

3 令和4年第4回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○渡辺委員長

初めに、予定表の順番を入れ替えまして、予定表3の令和4年第4回定例会についてのうち、(1)理事者から発言を求められている件について議題に供します。

本件につきまして、区長より説明願います。

○森澤区長

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会に、お手元に配付の3議案を追加提案させていただき、ご審議を賜りたく、この場をお借りしまして説明をさせていただきます。

最初に、副区長の選任同意についてご説明いたします。地方自治法第162条の規定により、桑村正敏さんを副区長に選任したいと存じます。履歴は資料番号4のとおりになります。

次に、令和4年度品川区一般会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、国の総合経済対策に伴う出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠、出生の届出を行った方に対する出産育児関連用品ギフトの支給経費について編成するものであります。補正額は、歳入歳出とも5億2,000万円の追加で、総額を1,983億6,027万4,000円とするものであります。

次に、品川区長の給与の特例に関する条例についてご説明をいたします。

本案は、区民とともに進めるあたらしい品川区政の実現に向け、選挙公約に基づきまして、区長の給与および退職手当を減額するため、本定例会に条例を追加提案させていただくものであります。

内容といたしましては、給料月額を2割減額し、これに連動する退職手当等についても同様の減額を行うものであります。また、昨年12月および本年1月の給料月額の減額相当額については、本年2月および3月における給料月額からの調整を行ってまいります。

説明は以上でございます。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○石田委員

1点だけ伺いたいのですが、補正予算と区長給与の条例について、なぜ最終本会議というタイミングで出されるのか、理由を伺いたいと思います。

○森澤区長

まず、出産・子育て応援交付金については、できるだけ早く区民の皆さんに届けていきたいというところで、このタイミングで出させていただきました。

また、区長給与の件に関しましては、様々整理が必要だったため、本来は初日に行わせていただきた

かったのですが、いろいろ文言の整理等が必要だったため、最終日となりました。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

**○渡辺委員長**

ほかはいかがでしょう。

ないようですので、質疑を終了いたします。

区長、ありがとうございました。

**○森澤区長**

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

**○渡辺委員長**

それでは、ただいま区長より説明のありました追加提案の条例、予算議案、人事議案につきましては、後ほど議事日程の説明の中で局長からも説明がありますが、明日の本会議において追加議事日程として取り上げることといたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

**1 議案審査**

議員提出第5号議案 品川区議会個人情報の保護に関する条例

**○渡辺委員長**

次に、予定表1の議案審査を行います。

議員提出第5号議案、品川区議会個人情報の保護に関する条例を議題に供します。

お手元に資料No.1として、議案をお配りしております。

本件につきましては、既に当委員会において、令和4年10月26日、11月24日および12月19日の計3回にわたり協議をいただき、条例案の内容についてご質疑・ご議論の上、理解を深め、提案に至りました。そして、令和4年12月21日の本会議において、当委員会に審査を付託されたものであります。

本日は、本件に関する各会派のご意見・態度を確認し、採決を行ってまいります。内容に関するご質疑は、これまでの協議で十分なされていると存じますが、採決を行うに当たり、改めて最終的に何か確認したいことがあれば、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、本件について、ご質疑・ご確認があればご発言願います。

**○石田委員**

これまでも、今、委員長がおっしゃったように説明と議論がされてきたのですけれども、これまでは区議会の個人情報と情報公開については、品川区の個人情報保護条例を準用していたということですが、今回、国の個人情報保護制度の見直しが行われたことに伴って、区議会としての条例が必要になって、本条例をつくらなければならないということです。

共産党としては、国が行った個人情報保護制度の見直しは、自治体を持つ膨大な個人情報を企業など第三者に、本人の同意を得ずに提供されたり、目的外利用が可能になるなど様々な問題があり、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権として守られるべきものですが、それを大きく変えてしまうという制度改正ということで、反対をしてくれているところです。

今回の区議会の条例は、その制度改正に伴ってつくられるということですがけれども、個人情報の保護の条例を区議会としてつくらなければならないということなので、何点か確認だけしたいと思います。

まず、第15条・第16条の仮名加工情報や匿名加工情報についてですが、これまでの説明では、用語としては列記するけれども、区議会において、それをもって何か利用するという考えはないという説明でした。総務委員会でも質疑はしてきたのですけれども、品川区のほうでも仮名加工情報はほぼ扱うことはないと言っていて、匿名加工情報については導入の考えはない、導入する場合は条例改正が必要になると言っているのですけれども、区議会のほうでも仮名加工情報は扱うことはないし、匿名加工情報についても導入する考えはないという同じものでいいのか、これを利用するとなった場合は条例改正など、何か手続が必要になってくるのか伺いたいと思います。

それと、個人情報ファイルについても、区議会としては作らない、現在も作っていないですし、想定もし難いのご説明いただいていますけれども、これからも作る考えはないということでもいいのか、確認させてください。

#### ○工藤区議会事務局長

2点ご質問いただきました。

まず1点目の、条例の第15条・第16条の仮名加工情報・匿名加工情報の件でございます。こちらにつきましては、前回の議会運営委員会の中でも、区議会として取り扱うことは想定していないというお話をしていたところでございますので、その考えは同様でございます。執行機関側からもお聞きしましたところ、仮名加工情報につきましては区として取り扱わないというお話をいただいております、匿名加工情報につきましても、品川区としては現段階で活用はしないという形で聞いてございますので、区議会としても同じ考えでございます。

今後、匿名加工情報等を活用するという事になった場合には、条例改正が必要だということを執行機関側から聞いておりますので、区議会としても、それと同じような扱いになると考えているところがございます。

それから、2点目の個人情報ファイルの件につきましては、こちらも前回の議会運営委員会の中で、区議会の中では想定をしていない、そのように取り扱うファイルはないということでお答えしているところでございますが、今後についても、そのような多くの方、1,000名以上のファイルを使うというところは想定できませんので、現時点では取り扱うことはないと考えているところがございます。

#### ○渡辺委員長

ほか、いかがでしょうか。

#### ○田中委員

これまでの議論を議事録などで確認してきました。また、今の第15条・第16条と第3章の部分についても理解しました。

最終的な確認をしたいのですが、住民側のリスクはないということでもいいですかという確認をしたいのと、リスクが想定されるのかという部分と、あと、金額の部分なのですが、別表の第30条関係の金額の部分で、写し1枚につき50円以内で議長が定める額、ビデオテープ等が700円以内とあるのですが、これの根拠というか、現状はコピー代10円になっているのですけれども、もしかして値上がりするのかなという心配があるので、ここの部分についてお知らせいただければと思います。

#### ○工藤区議会事務局長

2点のご質問でございます。

まず、住民側のリスクという観点でございますけれども、今回改正された個人情報保護法につきまし

ては、社会全体のデジタル化に対応するため、個人情報の保護とデータの流通という2つの側面から、しっかりと情報については取扱いを図っていかうという法律の趣旨のものでございますので、そういった意味では、法をしっかりと遵守し、区議会の中でも条例をもって定めることで、個人情報の保護は十分に確保されると考えているところでございます。

2点目の第30条関係の料金体系の考え方でございますけれども、こちらにつきましても、これまで執行機関の中に品川区議会の考え方というのが入っていたわけですが、今回、品川区議会が独自に条例を制定するというところで、執行機関と同様の、品川区としての一体的な活用、同様の考えを持って、料金を定めるということにいたしましたので、品川区議会としても執行機関と同様の考えで、今回別表の中で同様の金額を定めたものでございます。

金額につきましては、条例の中では、文書、図画および写真につきましては、写し1枚につき50円以内で議長が定める額という形になってございまして、その後、規程の中で詳細な金額を定めるような形になってございます。今想定しておりますのが、執行機関側でも規則の中で、白黒の写しは10円、カラーが50円ということで考えているというお話でございますので、区議会としても同様の額を今後、条例の中では50円以内という形でうたっていますけれども、規程の中で詳細な金額を定めてまいるところでございます。

#### ○田中委員

金額の部分、現在の品川区の情報公開の規定だと、カラーに関して、白黒以外のものによっては70円という金額だったのですけれども、それよりも下がると考えていいのかというところを伺わせてください。

#### ○工藤区議会事務局長

委員おっしゃるとおり、現在70円ということが、今回50円になるということでございます。下がるということでございます。

#### ○田中委員

確認ができました。ありがとうございます。

今後なのですけれども、今、印刷もどんどん安くなってきているというか、それに沿って、時代に沿って、この10円とかの金額も下がっていくのかなというところが気になってしまうので、確認をしたいのですけれども、そのときには条例改正になるのですか。

#### ○工藤区議会事務局長

現状の中では、この金額で行ってまいるということでございます。この後、料金改定、下がるという部分、上がるというところは今後のことで、今お答えできませんけれども、金額につきましては、執行機関側では規則の中で、区議会のほうでは規程の中で、詳細を定めてまいりますので、その中で執行機関側が金額を変更するというのであれば、区議会でも変更はあり得ることになっております。

#### ○田中委員

最後、要望で。今、印刷代とかもどんどん下がっていていますので、そのときの状態に合わせて、議会や区のほうが高かったらあれかなと思うので、そのときに合わせて下げただけであればと思います。

#### ○渡辺委員長

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○渡辺委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

**○松澤委員**

賛成です。

**○たけうち委員**

賛成です。

**○石田委員**

先ほど述べたとおり、国が行った個人情報保護制度の見直しには反対をしてきているところですが、区議会の条例をつくらなければ、個人情報保護や情報公開の規定がないということになってしまいますので、個人情報をしっかり保護する条例をつくることは必要だと考えます。

また、仮名加工情報も匿名加工情報も利用する考えはないということ、個人情報ファイルも作る想定はしていないということを確認しましたので、賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○田中委員**

賛成します。

**○渡辺委員長**

それぞれありがとうございました。

それでは、これより、議員提出第5号議案、品川区議会個人情報の保護に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

---

**2 請願・陳情審査**

令和4年陳情第56号 行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情

**○渡辺委員長**

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和4年陳情第56号、行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○渡辺委員長**

朗読が終わりました。

本件陳情項目は、品川区議会が特定宗教およびその関連団体、所属する区民と一切関係を持たないなどの宣言をしないことや、首長や区議会議員に対し、特定宗教およびその関連団体、所属する区民との

関わりを調査・質問しないことなどを求めているものでありますので、ご質疑というよりは、各委員の皆様のご意見を伺っていきたくと思います。そしてその後に、この陳情の取扱いについてご意見を伺って進めたいと思います。

それでは、本件陳情についてご意見等があれば、ご発言願います。

#### ○湯澤委員

陳情の理由の冒頭にもありますように、安倍晋三元総理がテロの凶弾に倒れたことにつきましては、私ども自民党としても、特に衝撃的な、大変悔やまれる事件で、どんな理由や背景があっても、絶対に許されない行為だとは思っております。

今回の陳情について、一定程度理解できますし、現在、国による調査の動向、また社会情勢や世論、住民感情など、十分留意して検討すべき内容だと考えておりますが、陳情項目にあります宣言をしない、調査をしないという結論を区議会として一律に決めることは、適切ではないと考えるものであります。

#### ○渡辺委員長

態度はまた後で聞きます。

ほかはいかがでしょうか。

#### ○あくつ委員

公明党としても、冒頭の理由にあるように、どちらも参議院選挙のさなかでございましたが、安倍晋三元総理が凶弾に倒れるということに対しては非常に衝撃を受けまして、これはどんな背景があろうと、絶対に許すことはできないということは、我々は認識を持っているところです。

その後、旧統一教会問題をめぐりまして、悪質な霊感商法、また法外な献金強要などの被害の実態が改めて浮き彫りになったことは事実であります。これを踏まえまして、公明党では、国会議員を中心に、現場の弁護士や有識者などと精力的に議論を重ねさせていただき、当然、与党・野党との協議も重ねまして、現行法の改正のみならず、昨年12月11日には異例のスピードで新法を成立させ、今年の1月5日からは施行されているところです。これは被害者の防止、救済法ということになっております。

この議論をする中で、この項目にも関わることなのですが、公明党といたしましては、悪質な寄附勧誘には厳正に対処する実効性を担保する一方で、健全な宗教団体の寄附勧誘を不当に委縮させないようにする許容性ということを非常に重要視しながら議論を進めてまいりました。ですから、この新法に関しても、今後は適正に運用されているかを注視して改善をしていくということは、国会で決まっているところです。

今回、陳情項目の中に様々なことが書いてありますけれども、法的根拠はできたというところで、我々は、区議会が反社会的勢力・団体と関わりを持たないというのは当たり前のことでありますし、またもう一方で、先ほど申し上げたように、特定の信条とか宗教とか個人の考えにこれが入るということは、この方がおっしゃるとおり、憲法第20条、私も大学では信教の自由というのを専攻しましたけれども、こういうことは当たり前のことであって、これを、今こういう形で宣言すること自体が、逆に宗教に対する関与になる可能性もあるということで、なかなか願意には沿い難いのかなというのが私どもの考えです。

#### ○渡辺委員長

ほか、いかがでしょうか。

#### ○石田委員

この陳情の内容は、書き出しに、旧統一教会と政治家の関係を糾弾する報道が続いていると明記され、

宗教一般への差別の話を言っているのではなくて、統一教会のそれを指していることが明らかなのではないかと私たちは思っています。

その上で、態度にもつながってきますけれども、陳情項目の1つ目の、特定宗教およびその関連団体とは一切の関係を持たないなどと宣言しないことということですが、区議会として統一教会なるもの、反社会的集団との絶縁宣言をするというのは、むしろすべきだと思っています。その団体の反社会的性格に鑑みて、一切の関係を持たないと宣言することは、住民の生命・財産を守り、住民福祉の向上を図る地方行政、地方議会として、当然の行為だと思っています。

富山市議会では、旧統一教会、関連団体等との一切の関係を断つ決議が上げられています。私は、品川区議会としても宣言や決議をすべきだと考えていますが、ここにいらっしゃる会派の皆さんのご意見が伺えたらと思います。

それで、陳情項目2については、宗教等の信仰については、思想・信条の自由が憲法で保障されていますし、調査などを行うことは、信教の自由の侵害、否定につながると思います。しかし、旧統一教会等については、様々違法行為を重ねていて、たくさんの個人や家庭を苦しめ、崩壊に追い込んできました。また、議員と深く癒着し、憲法やジェンダーへの攻撃など、行政にも悪影響を及ぼしています。

数々の犯罪によって違法判決が確定している旧統一教会あるいは関連団体は、現在も違法行為を重ねています。その場合の行政調査や議会質問を否定するこの陳情は、むしろ生命・財産の保持、住民福祉の増進を本旨とする地方行政、地方議会にとって、極めて有害なものになり得る危険性があると考えております。

陳情項目3については、反社会的団体について、定義や法的根拠を示すようにとありますけれども、数々の犯罪の違法判決が確定していることから見れば、反社会的団体の根拠はこういったことから示されることだと思います。

なので、以上の理由から、共産党としては賛同することはできないと考えています。

#### ○渡辺委員長

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

#### ○田中委員

憲法第20条の、信教の自由は誰にでも認められる権利とあって、これは侵害してはならない。そのとおりなのですが、第2項にある「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」という部分についても、今、例えば2世の問題とかでは、子どもたちが強制されてしまっているなどといった問題もあります。

今回陳情で、関連団体との関係を糾弾などと書かれていて、特定宗教など団体に対しての一切の関係を持たないなどの宣言などと、団体として書かれているのですが、生活者ネットワークがこのことで問題だと思っているのは、団体でも誰でも、反社会的な行為というのが許されないということで、今回問題になっている統一教会の問題は、反社会的な行為が問題になっているのではないかと考えています。

反社会的行為として問題になっている内容、例えば、よく言われる、つぼなどを法外な値段で売りつける詐欺まがいの商法とか、家庭の所得・収入をはるかに超える高額な寄附への誘導などといった部分、これが結果、家庭を壊してしまった事例などを見たら、やはり問題が多い行為だと思います。

陳情項目の3に、反社会的団体の正確な定義などあるのですが、反社会的行為か否かについて、一部の権力者だけが決めるのではなくて、ここの部分は本当に慎重に、様々な立場の人たちを巻き

込んだ、広くかつ慎重な議論が必要だと考えています。権力者が決めてしまうというのは、過去の戦前・戦中の日本の行為、過ちを見ても明らかだと思うので、広く慎重な議論が必要だと考えています。

**○渡辺委員長**

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、令和4年陳情第56号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

まず、結論を出す、あるいは継続にする、どちらかの発言を願います。また、結論を出す場合、その結論についてご発言願います。

それでは、自民党から願います。

**○湯澤委員**

結論を出す、不採択で願います。

**○たけうち委員**

結論を出すで、不採択で願います。

**○石田委員**

結論を出すで、不採択です。

**○大倉委員**

本日結論を出すということで、不採択で願います。

**○田中委員**

本日結論を出すで、不採択です。ごめんなさい、先ほど1点言い忘れてしまったのですがけれども、陳情項目2にある「調査・質問をしないこと」というのは、反社会的な行為や違法行為がもしあったならば、私たちは議員として、議会として、調査をしなければならないので、そういったところからも、この陳情項目には賛同はできないということで、不採択を主張します。

**○渡辺委員長**

それぞれありがとうございました。

それでは、令和4年陳情第56号については、結論を出すとの意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

それでは、令和4年陳情第56号は、本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、簡易採決により採決を行います。

お諮りいたします。令和4年陳情第56号を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

---

3 令和4年第4回定例会について

(2) 議事日程(4) および追加議事日程について

(3) 陳情の参考送付について

#### ○渡辺委員長

次に、予定表3、令和4年第4回定例会についてを再び行います。

(2)議事日程(4)および追加議事日程についてと、(3)陳情の参考送付についての2件を一括して議題に供します。

本件について、局長より一括してご説明願います。

#### ○工藤区議会事務局長

それでは、予定表3の(2)・(3)を順にご説明いたします。

まず、(2)議事日程(4)および追加議事日程です。資料No.6と7は、当日席上配付の議事日程でございます。資料No.5の本会議運営(案)によりご案内させていただきます。

第4回定例会の最終日ですが、1月12日午後1時開議予定となっております。

議事日程(4)の初めは、所管委員長の報告と採決となっております。日程第1から第18までについて、各委員会に所属していない会派や無所属議員の態度もあわせて報告いたしまして、採決方法をご確認いただければと思います。

まず、日程第1から第8、8件一括議題に供しまして、総務委員長より報告をいただきます。

日程第1につきましては、委員会ではネットが反対の賛成多数により可決しているため、起立採決を予定しています。

次に、日程第2につきましては、委員会では共産が反対の賛成多数により可決しているため、起立採決を予定しています。

日程第3・第4につきましては、委員会ではいずれも共産およびネットが反対の賛成多数により可決しており、委員会に所属していない無所属議員3名の方はいずれも賛成のため、2件一括して起立採決を予定しています。

日程第5から第8につきましては、委員会では全会一致で可決しており、委員会に所属していない無所属議員3名の方も賛成のため、4件一括して簡易採決を予定しています。

したがって、採決の順番は、最初に日程第5から第8、次に日程第1、次に日程第2、次に日程第3・第4となります。

続きまして、日程第9・第10を2件一括議題に供しまして、区民委員長より報告をいただきます。

日程第9につきましては、委員会では共産が反対の賛成多数で可決しており、起立採決を予定しています。

日程第10につきましては、委員会では全会一致で可決しており、委員会に所属していないイノベ、ネット、無所属議員3名の方も賛成のため、簡易採決を予定しています。

採決の順番は、初めに日程第10、次に日程第9の順となります。

続きまして、日程第11から第13、3件一括議題に供しまして、建設委員長より報告をいただきます。

委員会ではいずれも共産が反対の賛成多数で可決しており、委員会に所属していない会派等のうち、ネット、品改、無所属議員2名の方はいずれも賛成、維新については、日程第11および日程第13に賛成し、日程第12に反対のため、日程第11および日程第13の2件を一括して起立採決、その後、日程第12の起立採決を予定しています。

採決の順番は、初めに日程第11・第13、次に日程第12の順となります。

続きまして、日程第14から第17、4件一括議題に供しまして、文教委員長より報告をいただきます。

日程第14につきましては、委員会では全会一致で可決しており、委員会に所属していない品改、維新、無所属議員3名の方も賛成のため、簡易採決を予定しています。

日程第15から第17につきましては、委員会ではいずれも共産が反対の賛成多数で可決されており、委員会に所属していない品改、維新、無所属議員3名の方は賛成のため、3件一括して起立採決を予定しています。

採決の順番は、初めに日程第14、次に日程第15から第17となります。

続きまして、日程第18を議題に供しまして、議会運営委員長より報告をいただきます。

先ほどの採決で、全会一致で可決しており、委員会に所属していない品改、維新、無所属議員3名の方も賛成のため、簡易採決を予定しています。

次に、追加議事日程となりまして、本日冒頭にて説明のありました追加日程第1、第120号議案、品川区長の給与の特例に関する条例でございます。和氣副区長より提案説明があり、総務委員会に付託予定でございます。

続きまして、追加日程第2、第119号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算についてでございます。和氣副区長より提案説明があり、歳出審査は厚生委員会、総合審査は総務委員会に付託されます。本会議休憩後、所管の常任委員会を開催し、条例審査を総務委員会、補正予算の歳出審査を厚生委員会で行い、条例審査および補正予算の歳出審査終了後、総務委員会で補正予算の総合審査を行います。総務委員会終了後、議会運営委員会を開催し、議事日程を確認した後、本会議を再開し、委員長報告の後、採決という流れになります。

続きまして、追加日程第3、第121号議案、副区長の選任同意についてでございます。区長より提案説明後、委員会付託を省略し、議場即決を図り、直ちに採決ということになります。原案可決の場合、本会議を休憩し、就任挨拶の後、本会議を再開します。採決方法につきましては、この後ご確認をお願いいたします。

なお、資料No.8といたしまして、定例会日程表の修正版を配付しております。変更点は、太枠で囲っております1月12日の欄に、ただいまの条例および補正予算の委員会審査等を追加しています。

それから、資料No.2、資料No.3の追加議案につきましては、議会運営委員会終了後、各会派に2部ずつ配付させていただく予定であり、議案番号入りの議案は、明日の本会議席上での配付となりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事日程(4)に戻りまして、請願・陳情審査結果報告(1)から(6)でございます。

まず、日程第19、請願・陳情審査結果報告(1)は、各委員会で結論が出されました陳情7件につきまして、簡易採決を予定しているものでございます。

次に、日程第20、請願・陳情審査結果報告(2)、令和4年請願第15号、補聴器購入費助成制度を求める請願でございます。厚生委員長から報告をいただき、報告後、石田ちひろ議員より賛成討論がございます。討論終了後、起立採決を予定しています。

次に、日程第21、請願・陳情審査結果報告(3)、令和4年請願第16号、武蔵小山駅前再開発地域の環境改善を求める請願でございます。建設委員長から報告をいただき、報告後、いながき孝子議員より賛成討論がございます。討論終了後、起立採決を予定しています。

次に、日程第22、請願・陳情審査結果報告(4)、令和4年陳情第59号、区営住宅の新規建設に

ついでに陳情でございます。建設委員長から報告をいただき、報告後、のだて稔史議員より賛成討論がございます。討論終了後、起立採決を予定しています。

次に、日程第23、請願・陳情審査結果報告（5）、令和4年陳情第61号、コミュニティバスの運行経路の拡大を求める陳情でございます。建設委員長から報告をいただき、報告後、安藤たい作議員から賛成討論がございます。討論終了後、起立採決を予定しています。

次に、日程第24、請願・陳情審査結果報告（6）、令和4年陳情第65号、リニア中央新幹線シーールドマシン故障の原因について教室型住民説明会の実施を求める陳情でございます。建設委員長から報告をいただき、報告後、鈴木ひろ子議員より賛成討論がございます。討論終了後、起立採決を予定しています。

なお、日程第20から第24、請願・陳情審査結果報告（2）から（6）の請願・陳情の委員長報告は不採択でございますので、請願・陳情に賛成する議員が起立することになりますので、ご注意ください。ご注意ください。

続きまして、日程第25の請願・陳情の付託でございます。こちらは、期日までに提出されました陳情が1件ございまして、総務委員会に付託を予定してございます。

最後に、日程第26、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項をお諮りいたしまして、日程は終了となります。終了は午後5時を予定しているものでございます。

なお、閉会后、原案同意された場合には、桑村副区長が会派等へご挨拶に伺うため、しばらくご待機願います。

議事日程（4）および追加議事日程につきましては以上でありまして、次に、(3)陳情の参考送付についてでございます。資料No.9をご覧ください。

令和4年陳情第66号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情でございます。本陳情は区外より郵送で提出される陳情に該当いたしますので、総務委員会への参考送付を見込んでおります。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。ただいまの局長の説明について、ご質疑等ありましたらご発言願います。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、まず、議事日程（4）の各採決方法につきましては、こちらは局長から説明がありましたとおり、日程第1から日程第4、日程第9、日程第11から日程第13、日程第15から日程第17、日程第20から日程第24の採決方法につきましては起立採決、そのほかについては簡易採決ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○渡辺委員長

さよう決定いたします。日程第1から日程第4、日程第9、日程第11から日程第13、日程第15から日程第17、日程第20から日程第24の採決方法につきましては起立採決の欄に丸を、その他の欄は簡易採決に丸をつけていただき、各採決方法について、各会派で周知願います。

次に、追加議事日程第3の副区長の選任同意につきまして、各会派の態度を確認していきたいと思っております。

それでは、自民党からお願いします。

#### ○湯澤委員

賛成です。

○たけうち委員

賛成です。

○石田委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○田中委員

賛成します。

○渡辺委員長

それぞれありがとうございました。全会派賛成ということですので、それでは、品改、維新、無所属議員の態度について、局長より報告願います。

○工藤区議会事務局長

報告いたします。品改、維新、無所属議員3名、賛成と伺っております。

○渡辺委員長

それでは、全会派および品改、維新、無所属議員が賛成ということでございますので、本件の取扱いについては、簡易採決ということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長

それでは、さよう決定いたします。簡易採決に丸をつけていただき、採決方法について、各会派での周知をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

4 令和5年第1回定例会について

- (1) 一般質問の順序について
- (2) 質問者の氏名報告について
- (3) 予算特別委員会の運営について

○渡辺委員長

次に、予定表4、令和5年第1回定例会についてを議題に供します。

(1)から(3)まで3件を一括して、局長より説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは、順にご説明させていただきます。

(1)の一般質問の順序についてですが、予定表をご覧くださいと思います。本会議は2月21日火曜日午後1時、22日水曜日午前10時、24日金曜日午前10時の3日間でございます。

一般質問の順序に関しましては、まず交渉会派による代表質問がございまして、質問時間は各会派30分となっております。代表質問は大会派順に実施いたしまして、自民、公明、共産、イノベ、ネットの計5会派でございます。続きまして、一般質問がありまして、7名の方、交渉会派の大会派順に頭順送りとなりまして、今回は公明からとなります。また、第1回定例会のため、代表・一般質問に先立ち、区長の施政方針説明がございまして、

記載に基づき、改めて確認させていただきます。

2月21日火曜日午後1時から、区長の施政方針の後、代表質問の1番目、自民30分。休憩を挟みまして、2番目、公明30分。3番目、共産30分。初日は以上でございます。

2日目、2月22日水曜日午前10時からということで、代表質問の続き、4番目、イノベ30分。5番目、ネット30分。昼の休憩を挟み、一般質問に移りまして、一般質問の1番目、公明20分。2番目、自民20分。休憩を挟みまして、3番目、共産20分。4番目、自民25分。2日目は以上でございます。

3日目、2月24日金曜日午前10時からということで、一般質問の続き、5番目、自民25分。6番目、イノベ25分。7番目、無所属20分ということになっております。ご確認いただければと思います。

続きまして、(2)質問者の氏名報告についてでございますが、こちらは予定表に記載のとおりでございます。1月23日月曜日までに、事務局に氏名報告をお願い申し上げます。

続きまして、(3)予算特別委員会の運営についてということで、初めに、①審査日程(案)についてですが、資料No.10をご覧ください。本年の審査日程案ということで記載をしておりますが、参考となっております昨年の実績と同じ日にちごとの内容で、日程のみ本年度の日程に合わせて記載しているものでございます。初日3月6日から8日目、3月22日までということでご確認いただければと思います。

なお、予算特別委員会の3日目、3月9日の木曜日は、最終補正の中途議決のため、午後1時から本会議を開催予定としてございます。また、補正予算の採決方法の確認のため、予算特別委員会の2日目、3月7日の委員会終了後、議会運営委員会を開催予定としてございます。

続きまして、②レイアウト(案)についてでございます。こちらは資料No.11-1と11-2をおつけしておりますので、ご覧ください。資料No.11-1が款別審査、11-2が総括質疑の第1委員会室のレイアウト図でございます。決算特別委員会からの変更点といたしましては、自民と公明の監査委員各1名の計2名と、12月4日の補欠選挙により自民とネットに各1名の計2名、合計4名の方が加わっております。それぞれご確認いただければと思います。

続きまして、③理事候補者についてでございます。氏名報告に関しましては、各会派1名、合計7名になってございます。1月23日月曜日までに事務局にお名前をご報告いただければと思います。

なお、理事候補者会ですが、2月7日火曜日午前11時から、正副議長応接室での開催を予定しているところでございます。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

それでは、まず、(1)一般質問の順序についての確認をお願いしますとともに、(2)質問者の氏名報告について、1月23日月曜日午後5時までということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○渡辺委員長

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いたします。

次に、(3)予算特別委員会の運営についてですが、初めに、①審査日程(案)についてと、②レイアウト(案)についてご確認いただきたいと思います。

本年の予算特別委員会の款別審査、総括質疑、意見表明等の日程については、資料No.10の案のよう

に、また、レイアウトは資料No.11の案のとおりで、それぞれよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

今、確認の前に、質疑を先に扱います。

**○石田委員**

(3)の予算特別委員会の運営について、審査日程のところ、以前共産党として、予算・決算特別委員会の民生費の款別審査について、民生費の部分と、国保、介護、後期高齢者医療特別会計の3つある中で、これを2日間に分けて審議を行えないかといったことを、議会改革推進会議等で検討していただきたいと要望はしてきたのですが、その後、検討はどのような状況か伺いたいと思います。

**○渡辺委員長**

それでは、私からお答えさせていただきます。

以前からご質疑もありまして、預かりとさせていただいたのですが、正副議長とも、あるいは正副議会運営委員長とも協議をしたのですが、まだ共通見解ではなく、委員長としての見解ということでご了承願えればと思います。

まず、現行の日程を変更することは、これまで積み重ねた行政との円滑な協力関係、日程を含めて、効率的な議会運営に様々な影響も懸念されること、また、審査日程をさらに増やすことは、年間の会議スケジュールを含めて、直ちには難しいということで結論に至りました。

ご意見は承り、ただ、議会運営委員会のみで判断できるものではないかと思っておりますので、これからも引き続き、適切な場を求めて考えていきたいと思っております。

**○石田委員**

直ちには難しいということで、以前から要望をしてきていることでして、しかるべき場で今後の議論はということでご説明がありましたので、ぜひ引き続き、ご議論・ご検討いただきたいと思います。

**○渡辺委員長**

ほか、よろしいですか。

**○田中委員**

ネットも今の石田委員と同じように、2日に分けてということも思っていたので、直ちには難しいということは理解したので、前向きに議論していただければと強く要望したいと思います。

**○渡辺委員長**

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、確認です。(3)予算特別委員会の運営について、審査日程(案)についてとレイアウト(案)について、ご確認いただきたいと思っております。

本年の予算特別委員会の款別審査、総括質疑、意見表明等の日程については、資料No.10の案のとおり、また、レイアウトは資料No.11の案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

それでは、審査日程については資料No.10のとおり、レイアウトについては資料No.11のとおりいたします。

次に、③理事候補者についてですが、局長から説明がありましたとおり、理事候補者の氏名を1月23日月曜日までに事務局へご報告願います。また、理事候補者会を2月7日火曜日午前11時から

正副議長応接室で行いますので、会派での周知をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 5 特別委員会の活動現況報告について

### ○渡辺委員長

次に、予定表5、特別委員会の活動現況報告についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

### ○工藤区議会事務局長

資料はございませんので、口頭にてのご説明をさせていただきます。

例年、来期の特別委員会に関する議論をする上での参考といたしまして、各特別委員長より、活動現況報告書を作成の上、議長に提出をいただいているものでございます。こちらにつきましては、3月10日金曜日までにご提出いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

### ○渡辺委員長

説明が終わりました。本件について、何かご確認等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○渡辺委員長

では、ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

## 6 その他

### (1) 議会閉会中継続審査調査事項について

### ○渡辺委員長

次に、予定表6、その他を議題に供します。

それでは、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元に配付の申出書(案)のとおり申し出ることによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○渡辺委員長

ありがとうございます。それでは、そのように申し出をいたします。

---

### (2) 議長会等の報告等について

### ○渡辺委員長

次に、(2)議長会等の報告等についてを議題に供します。

議長より報告をお願いいたします。

### ○本多議長

議長会等の報告をいたします。

12月19日に議長会が開かれまして、競馬議会、清掃議会ともに、個人情報の保護に関する条例案が示され、詳細に説明を受けました。

次です。12月27日に清掃一部事務組合の議会がありまして、令和5年度の予算概況が示されました。令和5年度の清掃一部事務組合の予算概況なのですけれども、令和4年度の予算が1,024億円余に対しまして、令和5年度は853億円余と、約170億円の減になるのですが、人件費はほぼ横ば

いなのですが、工場など施設整備にかかるので、特別区の分担金を全体で30億円増額したいという説明を受けました。品川区を見ますと、令和4年度の分担金が約17億円余でした。令和5年度は約1億円の増で、約18億円余になるということで、概況を示されまして、予算審議は2月以降になります。

以上で報告を終わります。

すみません、次の報告は議長会ではないのですけれども、次に新型コロナウイルス感染症に関して申し上げます。

現在、区議会議員の新型コロナウイルス感染に関わる確認情報をホームページに掲載するとともに、各議員にも通知をEメールにて行っておりますが、昨年9月下旬より国において、オミクロン株の特性を踏まえた届出対象の見直しが図られ、現状、全数届出は不要とする扱いになっております。これまで品川区議会では、全数届出の考え方等を考慮し、区議会議員の感染情報をお知らせしてきましたが、コロナの新たな段階への移行の考えが進展していることから、感染確認情報のお知らせは、今後は行わないようにしたいと考えております。

かいつまんで再度申し上げますと、ホームページへの掲載・各議員への通知は、今後は行わない。ただし、会議の運営上必要なため、感染が分かった場合の欠席の連絡等は引き続きお願いいたします。

以上、ご了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

#### ○渡辺委員長

ただいまの議長からの報告等について、ご質疑等ございますでしょうか。

#### ○石田委員

最後の、議員のコロナ感染状況の確認の変更のところ、国のコロナの対応が様々変わる中、区議会での対応も変わっていくのだろうなと感じました。

それに関連してなのですけれども、今、議会傍聴が制限されている状況ですが、今はまだ感染拡大が、また増えるのか、減っていくのか、どうなるか分からない状況ですが、しかるべき時期に制限を今までどおりに戻すという検討をする必要があると思いますので、お願いしたいと思っています。

#### ○渡辺委員長

要望でよろしいですか。

#### ○石田委員

はい。

#### ○本多議長

分かりました。

#### ○渡辺委員長

ほか、いかがでしょうか。

#### ○あくつ委員

今の議長のご報告の中で、議会として、今後はホームページでの掲載、各議員への通知は行わないということは理解できたのですけれども、会議等への欠席の場合は連絡するようにと。感染の事実自体、陽性の事実自体は、もう報告をしなくていいということなののでしょうか。

#### ○本多議長

感染が分かったことの実事だけは、事務局にお知らせをいただければと思います。

#### ○あくつ委員

分かりました。

○本多議長

よろしく申し上げます。

○渡辺委員長

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 令和4年分給与所得の源泉徴収票の配付について

(4) その他

○渡辺委員長

最後に、(3)令和4年分給与所得の源泉徴収票の配付について、および(4)その他を一括して議題に供します。

本件について、局長より一括して説明願います。

○工藤区議会事務局長

初めに、(3)令和4年分給与所得の源泉徴収票の配付につきましてでございますが、こちらにつきましては、本日、議会運営委員会の閉会后から随時、源泉徴収票をお配りしていきたいと考えてございます。

続きまして、(4)その他につきまして、口頭にて、2点ご案内をさせていただきます。

まず1点目、消防設備点検が1月28日土曜日、29日日曜日、両日とも午前8時から午後7時まで予定されております。非常ベルが鳴り、鳴動の確認等のため、随時、各控室への立入りがございます。

また、防火戸・防火シャッターの閉鎖も行われますので、ご留意願います。

2点目は、照明・吸排気口清掃でございますが、1月29日日曜日、午前9時から午後5時までを予定されております。こちらは清掃のため、随時、各控室への立入りがございます。

いずれも控室内での作業がございますので、この期間の控室への立入りはなるべくご遠慮いただくようお願い申し上げます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。局長の説明に何かご確認等はございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は、1月12日木曜日、本会議休憩中を予定しております。

これもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時34分閉会